

第6回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和2年11月25日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第6回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、青木芳光、長竹武男、鴫田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子
嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘
山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名（全員）であります。 推進委員の出席は18名であります。 なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。 本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について 日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について 日程第3 議案第1号から議案第4号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	---

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第6回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時32分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
6番 岡村奏一委員、9番 三田照子委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が3筆、面積が928㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が18件、筆数が19筆、面積が9,222.61㎡となっております。

合計いたしまして件数が21件、筆数が22筆、面積が10,150.61㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の7ページをお開き下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

主査

3条は、農地を農地として利用するために権利を設定または移転する申請です。

1番、申請地は駒場町地内の田、350㎡ほか1筆、計1,348㎡です。

譲受理由は自作地に近く耕作に便利なため、譲渡理由は会社員で耕作できないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与です。

議案書の43ページをご覧ください。1番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。ページ右に位置図を載せてあります。なお、11月11日に事務局による事前調査を行っており、その際の現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面投影)

では、7ページにお戻りください。

2番、申請地は寺岡町地内の田、面積1,486㎡です。

譲受理由は経営規模の拡大を図りたいで、譲渡理由は高齢で経営規模を縮小したいというものです。契約内容は所有権移転の売買です。

議案書の44ページをご覧ください。2番の調査書となっております。

各項目とも、適正なものと判断されております。位置図も合わせてご確認ください。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面投影)

以上、よろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 柏瀬委員

8番

8番 柏瀬 です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の43ページをご覧ください。

調査年月日は令和2年11月16日、月曜日、午前8時30分から、調査班は私を班長といたしまして、岡村委員、清水委員、桐生委員、長谷川会長の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は2筆を一体利用し、田として適正に耕作されておりました。譲受人の自作地については、合計3筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

また、申請地は譲受人の自作地から近いため、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ござい

ますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。
続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 柏瀬委員。

8番 柏瀬 です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の44ページをご覧ください。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地の確認を行ったものであります。申請地は田として適正に耕作されておりました。譲受人の自作地については、全て佐野市内に所在するため、事務局で事前に佐野市農業委員会に照会したところ、適正に耕作がなされているとの回答があったと報告をいただきました。

また、申請地は譲受人の自宅から近いため、耕作をするのに利便性が良く、また、所有する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

なお、申請人は本業が米粉加工業のため、申請地を必ず自ら耕作する旨の念書を提出いただくことといたしましたので、申し添えます。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

主査

事務局の説明を求めます。

議案書の8ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

4条は、農地の所有者が自らの目的のために転用を行う、自己転用の申請となります。

11月は合計3件の申請があり、2件が営農型の太陽光、1件が資材置場となりました。

1番、申請地は県町地内の畑、面積1,376㎡のうち0.6㎡です。

施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル210枚を350.21㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。

申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種、3年間の一時転用です。なお、第1種農地であっても申請人が認定農業者であれば、10年までの期間を設定できます。

備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法4-2-2 他に代替する土地の有無 無です。

第1種農地でありますので、太陽光発電を行う場合は営農型に限られることとなり、一時転用の対象はパネルを支える74本の柱部分で、0.6㎡となります。

議案書の46ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。

また、実情調査報告が45ページから53ページに載せてありますので、ご覧ください。

なお、事務局の事前調査を11月11日に実施しており、その時の写真は、ご覧のとおりです。(モニター画面投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

2番、申請地は稲岡町地内の畑、75㎡ほか2筆、計563㎡です。

用途は資材置場です。申請理由は記載のとおり、備考としまして都市計画法適用外、農地法4-2-2 他に代替する土地の有無 無です。

議案書54ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は、各項目とも適正なものと判断されております。なお、現地の様子はご覧のとおりで、是正のための申請となっております。(モニター画面投影)

では、議案書8ページにお戻りください。

3番、申請地は高松町地内の田、面積1,173㎡のうち0.59㎡です。

施設の概要は営農型太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル240枚を400.24㎡に設置し、その下でサカキを栽培するものです。

申請理由は、記載のとおりで、農地区分は第2種、10年間の一時転用です。第2種農地の場合は、認定農業者に限らず、10年間まで設定できます。

備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地

法4-2-2 他に代替する土地の有無 無です。

第2種農地は、ベタ置きの太陽光を設置することができますが、申請地は平成30年7月に農業経営基盤強化促進法に基づき申請人が買い求めた農地ですので、本市では営農に供するという指導のもと、営農型の申請となっています。一時転用の対象となるのは、パネルを支える72本の柱部分で、0.59㎡となります。

議案書の55ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子は、ご覧のとおりです。(モニター画面投影)

議長

以上、4条許可申請3件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 岡村委員。

6番

6番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の45ページをご覧ください。

今回は、4条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

4条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請人及び申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が経営の安定化を図るため、農業と売電による2つの収入源を確保できる営農型太陽光発電を行うものです。

農地区分は第1種農地で太陽光発電パネルの下部ではサカキの栽培を行い、一時転用期間は最長の3年間となります。

一時転用面積については、遮光率70%の計画で設置する発電パネル枚数210枚を柱で支える方式で支柱74本分の0.60㎡となり、パネルを設置しない南側の農地は苗床と駐車スペースに利用します。

パネルの下部では申請人が市内の造園業者の指導のもと、サカキ116本を栽培する事から、支柱の高さは最低の高さを3メートルとし、農耕機の往来に支障のない高さとします。

土地の選定理由については、日当たりや電柱が近くにあるなどの条件の数ヶ所の土地を検討した結果、本申請地が適していたとのことでした。転用に係る費用は全額融資で賄う事を確認いたしました。

申請地東側と北側の農地の地目は畑で、現況は田、西側は宅地、南側は公道となり、南側の市道県町5号線に出入口を設けます。

雨水は下部のサカキへ滴り落ちる設計とした上で、敷地内自然浸透とし周

辺農地への影響はないものと思われます。

結論として、申請地は、県町南部の第1種農地であり、申請人の実情から、一時転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

14番 赤坂委員。

14番 14番 赤坂です。土地利用計画図を見ると南側に駐車スペースが設けられる計画ですが、この部分については一時転用ということで良いのか。

主査 駐車スペースについては太陽光発電設備のメンテナンス用と農作業用を兼ねており、営農を続けるわけでその部分は恒久転用になると思われます。

14番 その部分は転用許可はいらぬのか。

主査 営農に関する駐車がメインと考えられるので、その部分の転用はいらぬものと考えます。

議長 他に意見はございますか。

7番 本島委員。

7番 7番 本島です。事業計画の中で栽培方法は分かりましたが、販売に関してはどうするのですか。

主査 J A足利を通じて販売する方向でJ A足利営農販売課と協議していると聞いております。

議長 ちなみに事業計画によると実際に販売が開始されるのは5年後とのことで

す。

他に意見はありますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番及び3番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番及び3番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

主査

事務局の説明を求めます。

議案書の9ページをお開きください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

11月の申請件数は8件、うち太陽光が6件、一般住宅が2件となりました。

それでは、説明に入ります。

1番、申請地は奥戸町地内の畑、958㎡ほか2筆、計2,412㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル604枚を1,356.1㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2他に代替する土地の有無 無です。

では、議案書の57ページをご覧ください。1番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。また、実情調査報告書が56ページから64ページに載せてありますので、ご覧ください。

また、事務局による事前調査を11月11日に実施しており、その時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書9ページにお戻りください。

2番、申請地は新宿町地内の畑、18㎡ほか10筆、計5,469㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル1,584枚を2,593㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、10筆が所有権移転の売買、1筆が地上権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2 他に代替する土地の有無 無です。

議案書の66ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。また、実情調査報告書が65ページから71ページに載せてありますので、ご覧ください。また、事務局による事前調査時の写真はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書10ページをお開きください。

3番、申請地は田島町地内の田、1,106㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル332枚を554.44㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2 他に代替する土地の有無 無です。

議案書の72ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なもの判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書10ページにお戻りください。

4番、申請地は名草下町地内の畑、1, 285㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル324枚を546㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2 他に代替する土地の有無無です。

議案書の73ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

5番、申請地は名草下町地内の田、903㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル296枚を494.32㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2 他に代替する土地の有無無です。

では、議案書の74ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

6番、申請地は名草中町地内の田、555㎡ほか1筆、計1,437㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を601.2㎡に設置するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2 他に代替する土地の有無無です。

議案書の75ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

7番、申請地は大沼田町地内の畑、168㎡ほか1筆、計405㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積142.43㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2 農業の振興に資する施設 住宅、譲渡人は父、譲受人は子です。

議案書の76ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおり

りです。(モニター画面に投影)

では、最後の8番です。議案書11ページをお開きください。

8番、申請地は駒場町地内の畑、474㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積84.05㎡を建築するものです。申請理由は、記載のとおりで、契約内容は、所有権移転の売買、農地区分は第3種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、そして当該農地の南の市道において水管、下水道管の埋設を確認しており、これは、第3種農地の判断基準であります、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道区域に該当しますので、第3種農地で原則許可、と判断しました。

議案書の77ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請8件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

5番 清水委員。

5番

5番 清水です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の56ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、3条、4条申請と同じです。また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、東京都あきるの市に本社を置き、再生可能エネルギー設備の施工、販売、保守メンテナンスを行う申請人が、事業の拡大のために、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電量を確保するために、2,000㎡から3,000㎡の土地を探していたところ、本社から高速道路で約2時間とアクセスも良く、日照を十分に確保できるなどの条件を満たす適地が、申請地だったということです。

発電出力は247.5キロワットで、転用にかかる費用は、全額、自己資金で賄います。売電単価は税抜き18円、年間の売電収入額は、530万円程度です。

申請地は整地のみで、安全対策で設置するフェンスは、境界から10センチ後退することとします。また、申請地の南で接する農地の進入のために、市道奥戸町8号線の左右については、境界から50センチ後退します。

申請地の北に農地が残るため、営農に支障が出ないように、パネルを南側に寄せるとともに、架台も1メートルの高さに抑えました。

申請地は、東および北は畑および太陽光発電設備用地、西および北は、畑および宅地となっています。転用によって進入できなくなる農地はなく、周辺農地への影響はないと考えます。

最後に、計画通りに施工し、転売はしないとの言葉を申請人から確認しております。

結論として、申請地は、奥戸町南部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番を上程いたします。

本件も調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

2番 桐生委員。

2番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の56ページをご覧ください。

調査年月日、調査班については、3条、4条申請と同じです。また、調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、首都圏を中心に全国で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大のために、申請地を譲り受け、および、借り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

事業の採算性を考慮すると50キロワットを超える高圧の発電量が必要で、日当たりが良く、周辺に住宅が少ないなどの条件を満たす土地として、5,000㎡を超える本申請地が適地だったとのこと。

転用にかかる費用は、すべて自己資金で賄い、売電単価は税抜き14円、年間約810万円の売電収入となり、9年目には収支がプラスになる計画です。

事業計画によると、申請地全体を盛土・切土し、周囲に高さ20センチの堰堤を設け、申請地内で雨水を飲み込めるようにします。

フェンスは、境界から40センチ後退して設置し、パネルも、フェンスから

最低でも80センチほど離して施工するため、周辺農地への日影の影響はないものと思われます。

周辺住民への事業説明は、境界立ち合いの時に実施済みですが、着工前に、あらためて説明するとのことでした。

申請地は、東側は畑、南側は畑および宅地、西側は畑、北側は宅地および畑となっています。転用によって進入できなくなる農地はなく、雑草管理は、巡回なども行い適時行いたい、とのことでした。

結論として、申請地は、新宿町中部の第2種農地であり、

申請人の実情から、転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

【意見なし】

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

9番 三田委員。

9番 三田です。近所に住んでいますが、申請地は進入路がなく畑に入ることができずしばらく遊休農地になっています。転用することは適当と考えます。

議長 他に意見はありますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番はそのように決定いたしました。

続いて3番から8番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

14番 赤坂委員。

14番 赤坂です。暫時休憩が良いのかもしれませんが、議案番号3番の72ページの調査書の譲受人の名称が10ページと違っているが、どちらが正しいのか。

主査 すみません。72ページの方が誤りです。訂正をお願いいたします。

議長 では訂正をお願いします。他に意見はありますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号 3番から8番はそのように決定いたしました。

ここで、次の議題に関連事案がございますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午前10時45分 議長交代】

議長 続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の12ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和2年11月30日公告分であります。

それでは、議案書の13ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が、101件で面積335,569.46㎡です。

まず、貸借権設定についてですが、詳細が14ページから39ページに記載されておりますのでご覧ください。

14ページをお開きください。1番について、新規就農の案件ですのでご説明いたします。議案書78ページをお開きください。11月16日に開催された運営委員会の資料を掲載しております。申請人は市内在住の非農家で、申請地を借り受け、新たにシャクヤク栽培を始めたいというものです。申請地は里矢場町地内の田777㎡ほか2筆計4,132㎡で、契約期間は5年間です。議案書78ページ右側から79ページに営農計画書、80ページに位置図と現況写真、81ページに公図の写し、82ページに利用権設定の申出書を掲載しております。

13ページにお戻り下さい。続きまして所有権移転ですが、3件で面積3,477㎡です。

40ページをお開きください。

1番、申請地は久保田町地内の田、面積252㎡ほか1筆、計503㎡、売買価格は25万1千500円、移転時期は令和2年11月30日です。

続きまして2番、申請地は堀込町地内の田、面積740㎡ほか1筆、計1,533㎡、契約内容は贈与、移転時期は令和2年11月30日です。

続きまして3番、申請地は県町地内の田、面積1,441㎡、売買価格は60万円、移転時期は令和2年11月30日です。

いずれも審議の後、承認をいただきましたら、11月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に貸借権設定の1番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤委員。

15番 運営委員長の遠藤です。

新規就農について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地の利用権設定の承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和2年11月16日、月曜日、午後1時35分から、運営

委員5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内で代議士の秘書を務める傍ら、個人的にシャクヤク栽培に興味を持ち全国のシャクヤク農園を回り栽培方法を研究してきたところ、前橋の廃業した農家からシャクヤク2千株を譲ってもらえることとなり、また農地も借り受けられる見通しが付いたため、秘書業を辞職し新規就農し、新たに利用権設定する田で土地所有者の機械を借りながら、シャクヤクを生産したいので承認されたいとのことでした。また、現在空きハウスも並行して探しており、冷蔵した株を休眠打破するという方法で年間通じた出荷を目指したい、将来的には観光農園に発展させたいという話も聴くことができ、申請人に営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、申請人の新規就農及び利用権設定を承認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、担当地区推進委員から意見等ございますか。

齋藤推進委員 この件については事前に相談を受けています。真剣に取り組む意向であり、ぜひ賛成したいと考えます。

議長 本件について、意見を求めます。

7番 本島委員。

7番 本島です。私も花の生産をやっているものですからちょっと質問しますが、申請人は経営的にシャクヤク生産と観光農園の両刀使いでいくのでしょうか。

主幹 観光農園については申請人の話によると将来的に発展させたいという意向で当面は前橋市の農家から譲り受けた2千株を元手に増やしていきたいということでした。また、観光農園にするのであれば駐車場なども必要ではないかということで質問したところ、農地の周りの土地が借りられそうであるとの話を聞くことができ、今回の農地が栽培に適していればそこで発展させたいというお話でした。

議長 他に意見はありますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番はそのように決定いたしました。

続いて貸借権設定の2番から6番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、6番 岡村委員、

9番 三田委員、13番 長谷川委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。
【午前10時44分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第2号 貸借権設定の2番から6番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、岡村委員、三田委員、長谷川委員、赤坂委員の出席を求めます。
また、長谷川会長と議長を交代いたします。
【午前10時45分 出席・議長交代】

議長 続いて、貸借権設定の7番から101番及び所有権移転についてを上程いたします。
本件について意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の7番から101番及び所有権移転についてはそのように決定いたしました。
以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。
なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第6回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午前10時46分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年12月 日

足利市農業委員会

6番委員

9番委員